

港区立浜松町駅北口自転車等駐車場等の管理運営に関する
基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とNCDグループ（以下「乙」という。）は、平成31年4月1日付けで締結した「港区立浜松町駅北口自転車等駐車場等の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第53条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和4年度分の指定管理料の清算から適用する。

1 原協定第33条第5項について、次のように改める。

5 修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生した場合において、契約落差金が発生したときは、実績に応じて清算するものとする。また、事業等の実績が事業計画における見込みを下回ったことにより発生した執行残によって余剰金が発生した場合にも清算するものとする。なお、他に清算が必要と思われる経費が発生した場合は、甲乙協議の上、清算方法について定めるものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭

乙 品川区西五反田四丁目32番1号
NCDグループ
代表団体
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
代表取締役社長 下 條 治